

# 大館市農業委員会総会議事録

令和2年4月15日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年4月15日（水）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（15名）※13番欠番（辞任による）					
2番	安達 英樹	10番	渡邊 久雄	19番	畠山 市子
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登		
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
5番	田村 秀雄	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	16番	小林 大樹		
8番	石山 元一	17番	成田 レイ子		
9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信		
3. 欠席委員の氏名（ 3名）					
1番	菅原 一成				
6番	木次谷 和明				
15番	斎藤 重春				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	17番	成田 レイ子		18番	阿部 重信
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 11 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 12 号	事務局職員の任免について
報告第 13 号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 16 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 18 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 19 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 20 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
議案第 21 号	令和 2 年度大館市農作業標準賃金の設定について

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 15 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、菅原 一成 委員、木次谷 和明 委員、斎藤 重春 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 17 番 成田 レイ子 委員、議席番号 18 番 阿部 重信 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(3月総会～4月総会)について
- ・報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 11 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可につ

いて

- ・報告第12号 事務局職員の任免について
- ・報告第13号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第15号『農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

24ページをお開き願います。

議案第15号 農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和2年4月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、25ページのNo.3の1件で、地目は田、面積は3,043㎡であります。

借受の事由は、「経営拡張」で、貸借期間は3年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 15 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 15 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 16 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

26 ページをお開き願います。

議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、27 ページの No.24 から 34 ページの No.39 までの 16 件で、地目は田が 114,810 m<sup>2</sup>、畑が 6,722 m<sup>2</sup>で、面積合計は 121,532 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、No.24、28 から 30 まで、33 から 35 まで、37、39 の 9 件は「経営拡張」で、No.25 は「新規就農」、No.26、27、38 の 3 件は「受贈」、No.31、32 は「自作地相互の交換」、No.36 は「その他（代物弁済）」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 17 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3

条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第16号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願い致します。

初めに、33ページのNo.38を除いた27ページのNo.24から34ページのNo.39までを審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 14番（富樫委員）

No.24の案件は、面積が大きいです。取引のいきさつを教えてください。あと、農業公社を通じて税の優遇措置は受けないのですか。

## 局長

本案件は、譲受人の経営地周辺農地の集積・集約化により、経営の安定化を目的に取得するものであります。

また、譲渡税については、農業公社を通じた特例事業について説明はしましたが、活用せず優遇措置は受けないことを確認しております。

## 議長

他に何かご意見ご質問等ございませんか。

## 18番（阿部委員）

No.36の譲受の事由である代物弁済について、説明願います。

## 局長

本案件は、仮登記が設定されていた農地で、債務不履行による所有権移転申請です。

## 議長

他にありますか。

ないようですので、33 ページのNo.38 を除いた 27 ページのNo.24 から 34 ページのNo.39 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、33 ページのNo.38 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 18 番 阿部 重信 委員は退席願います。

( 18 番 阿部 重信 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、33 ページのNo.38 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 18 番 阿部 重信 委員は入室をお願いします。

( 18 番 阿部 重信 委員入室し着席 )

**議長**

次に、議案第 17 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

35 ページをお開き願います。

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め



る。

令和2年4月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、36ページのNo.3、No.4の2件で、地目は田が2,042㎡、畑が894㎡で、面積合計は2,936㎡になります。

初めにNo.3についてご説明いたします。

転用の目的は、不動産の売買、賃貸、管理や仲介など不動産取引業を営む申請人が、申請地を譲り受けて4区画の宅地分譲地を整備しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてですが、申請地は大館税務署の南、約260m地点に位置する用途地域の第1種住居地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3の位置図及び配置図は37、38ページに記載のとおりであります。

次にNo.4についてご説明いたします。

転用の目的は、建築資材販売、建築工事、土木工事のほか宅地建物取引の業務を営む申請人が、申請地を譲り受けて8区画の宅地分譲地を整備しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてですが、申請地は大館市立有浦小学校の北東、約650m地点に位置する用

途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4の位置図及び配置図は39、40ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.3の現地調査の結果を議席番号14番の富樫英悦委員より、No.4の現地調査の結果を議席番号16番の小林大樹委員よりご報告願います。

## 14番

14番の富樫英悦です。

議案第17号のNo.3につきまして、去る4月7日に小林大樹委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は37ページの位置図になります。

この場所は、市道新町長根山線から長根山方向に向かい、成田組事務所前交差点を右折した市道赤館町2号線を270mほど進み、玉円寺を過ぎて50mほど進んで左折、40m進んだ左側農地で、一般住宅を挟んだ2筆であります。地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

38ページの配置図にありますように、住宅用地として4区画を整備し分譲する計画であります。

用地造成につきましては、全体的に30cmほど盛土を予定し、東側は既設の土留めがあり、南側は道路拡幅工事を行うとともに、アスファルト舗装を行い、道路と平坦になるよう碎石盛土を行います。

また、西側も既設道路と平坦になるよう碎石盛土を行い、土砂等の流出を防ぎ、北側の既存宅地は申請地より地盤が高いことから土砂等の流出はないものです。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は北側と南側の市道側

溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 16 番

16 番の小林 大樹です。

議案第 17 号のNo.4 について、報告いたします。

申請地は 39 ページの位置図になります。

この場所は、大館十和田湖線を雪沢方向に向かい、JA あきた北東支店十字路を左折し、240m ほど直進した十字路を右折して 150m ほど直進した左側農地で、地目は田で、田として利用されておりました。

40 ページの配置図にありますように、住宅用地として 8 区画を整備し分譲する計画であります。

用地造成につきましては、平均 80 cm の盛土をし、東側は隣接市道より低いことから、歩車道境界ブロックを設け、西側は既設擁壁がありますが、高さ調整のため新たに L 型擁壁を設け、南側は側溝を敷設し、既存市道と同じ高さとします。また、北側の中央転回広場部分はアスファルト舗装とし、側溝を敷設して平坦にし、左右の道路部分は盛土をし、法面保護、防草シートを設け、隣接地への土砂の流出を防止します。

污水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、新設する浸透型側溝に流入させ区域内処理とするが、大雨時等には南側市道側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

ただいま、富樫 英悦 委員、小林 大樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 17 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 17 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

## 議長

次に、議案第 18 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

41 ページをお開き願います。

議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

42 ページから 55 ページまでには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 1 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 1 から新 - 218 までの 218 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 53 件、5 年が 46 件、6 年が 34 件、7 年が 6 件、10 年が 79 件で、地目は田の面積が 960, 157. 63 m<sup>2</sup>、畑の面積が 36, 301 m<sup>2</sup>、面積合計は 996, 458. 63 m<sup>2</sup>であります。

次に、56 ページから 57 ページまでには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 1 から再 - 20 までの 20 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 5 件、5 年が 6 件、6 年が 2 件、7 年が 3 件、10 年が 4 件で、すべて田で面積合計は 84, 133 m<sup>2</sup>となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

議案第 18 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

初めに、42 ページの新-4 を除いた新-1 から 55 ページの新-218 までを審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、42 ページの新-4 を除いた新-1 から 55 ページの新-218 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、42 ページの新-4 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 5 番 田村 秀雄 委員は退席願います。

( 5 番 田村 秀雄 委員 退席 )

### 議長

何かご意見ご質問ございませんか。

### 議長

ないようですので、新-4 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 5 番 田村 秀雄 委員は入室をお願いします。

( 5 番 田村 秀雄 委員入室し着席 )

## 議長

次に、56 ページの再—1 から 57 ページの再—20 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、56 ページの再—1 から 57 ページの再—20 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 19 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

58 ページをお開き願います。

議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

59 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 1 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所—1 からの所—4 までの 4 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目はすべて田で、面積合計は 16,431 m<sup>2</sup>となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 19 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 19 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 20 号『農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

60 ページをお開き願います。

議案第 20 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地取得「下限面積」の設定について意見を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

61 ページには設定についての内容が記載されております。

2 月 13 日開催の農地調整小委員会に於いて内容が検討され、3 月 13 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

設定する別段の面積は、昨年度に引き続き 10 アールとし、新たに「空き家に付属した農地」は 0.1 アールとすることを加え、設定区域は大館市内全

域で、令和2年5月1日から適用しようとするものであります。

提案理由は、遊休農地対策のための小規模農家への権利移動の促進や、新規就農者等の受け入れによる農地の有効利用を図るため、大館市内全域において別段の面積を引き続き10アールに設定し、また、移住・定住促進に伴う地域の活性化と農地の有効活用を図るため、「空き家に付属した農地」に関しては0.1アールに設定するものです。

なお、「空き家に付属した農地」とは「空き家バンク」に登録された家屋に近接する農地であって、農業委員会が指定した農地とします。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

ただいま説明のあった議案第20号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

～なしの声多数有り～

### 議長

ないようですので、議案第20号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第21号『令和2年度大館市農作業標準賃金の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

62ページをお開き願います。

議案第21号 令和2年度大館市農作業標準賃金の設定について

令和2年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意見を求める。

令和2年4月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門



内容については、63 ページ、「令和 2 年度大館市農作業標準賃金表（案）」のとおりで、2 月 13 日開催の農業振興小委員会に於いて内容が検討され、3 月 13 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

ただいま説明のあった議案第 21 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 21 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

・当面の行事日程について説明する。

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

**議長**

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月15日

議 長

---

議事録署名委員 17 番

---

議事録署名委員 18 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第15号 No.3	所有権移転 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字下川口・・・・・・・・		
申請者	住 所	氏 名	
	譲渡(貸)人	大館市川口字長里・・・	〇〇〇〇
	住 所	氏 名	
	譲受(借)人	大館市川口字長里・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大するため本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、伊藤昇 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.24	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市松峰字中島・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字神山・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市松峰字西松峰・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人である法人が事務所周辺農地の経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え</p> <p>る。</p> <p>なお、4月7日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.25	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">所有権移転</span> 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山館字上大楯木・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市字部垂町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山館字田尻・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、上川沿地区圃場整備事業地で一時利用地の指定を受けている農地である。これまでも譲受(借)人が構成員である山館ファームが耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、4月7日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.26	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字小沢口屋布下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、伊藤昇 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.27	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字小沢口屋布下・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、伊藤昇 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.28	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字村下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市二井田字菖蒲沼・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市二井田字高村・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、小林大樹 農業委員と仲澤信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない



# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.29	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字吉富士・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		秋田市山王3丁目・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市二井田字上四羽出・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人以外の農家へ貸付し耕作が行われていたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、小林大樹 農業委員と仲澤信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.30	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市葛原字下川原上・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市葛原字瓜畑・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市葛原字竹林・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.31	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市猿間字丹内下.....		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市猿間字丹内下.....	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市猿間字丹内下.....	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が農業ハウス地として活用しており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.32	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市猿間字丹内下.....		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字丹内下.....	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字丹内下.....	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が農業ハウス地として活用しており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、木次谷和明 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.33	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市早口字堰向・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町扇田字扇田・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市早口字稻荷後岱・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、田村秀雄 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.34	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字丸山下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字坂地・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人以外の農家へ貸付し耕作が行われていたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、田村秀雄 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.35	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字芋岱・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		鹿角市花輪字鉄砲・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字芋岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、田村秀雄 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.36	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町白沢水沢字堤下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町白沢水沢字家ノ前・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町白沢水沢字家ノ前・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない



# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.37	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町新館字野開・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町新館字野開・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町味噌内字屋布下・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.38	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町大葛字大谷・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町大葛字大谷・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町大葛字大谷・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第16号 No.39	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字土湊・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町笹館字小新田・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない